

直送済

令和6年（行ケ）第19号 人口比例選挙請求事件
原告 鶴本圭子 外116名
被告 東京都選挙管理委員会 外5名

証拠説明書（1）

令和6年11月 日

東京高等裁判所第24民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 眞 人

同 弁護士 平 井 孝 典

同 弁護士 多 田 幸 生

号証	標目／作成者・出典 ／作成年月日／原 本・写し	立 証 趣 旨	準備書 面(1) 引用頁
甲 1	最高裁大法廷昭和 51 年 4 月 14 日判決 (衆)／民集 30 卷 3 号 223 頁／写し	<p>① 同判決は、(該昭 47.12.10 衆院選挙の選挙区割り自体に影響を及ぼさない) 昭和 50 年改正法の成立を考慮しないという「違法判断の基準時」の解釈に基づき、『該昭 47.12.10 衆院選挙は、違法である』旨判断した。</p> <p>② 同判決は当該選挙が、違憲であるが、「憲法の所期するところに必ずしも適合しない結果」(但し、昭和 51 年大法廷判決(衆)の文言)が生じることを指摘して、「<u>殊に憲法違反という重大な瑕疵を有する行為については、憲法九八条一項の法意に照らしても、一般にその効力を維持すべきものではない</u>」(民集 30 卷 3 号 253 頁)参照(強調 引用者)という「一般」の法原則があるにも拘わらず、憲法 98 条 1 項の明文に反して、当該選挙を違憲違法とする事情判決を言渡した。</p> <p>③ 同判決では、全 15 判事のうち、6 判事(岡原昌男、下田武三、江里口清雄、大塚喜一郎、吉田豊、岸盛一の 6 氏)は、当該選挙が、中選挙区制のみから成り立っており、比例代表制は存在せず、しかも当該裁判対象の選挙区は、千葉 1 区のみであったという事情の下でも、当該選挙は、憲法違反であり、憲法 98 条 1 項の明文の規範に従って、選挙無効と判断した。</p> <p>④ 同判決は、「ある選挙区の違憲状態の瑕疵は、全選挙区割り全体の「不可分の一体」の性質から、全体の選挙区割りに及び、全選挙区の選挙全体が、違憲状態の瑕疵を帯びることになる」旨判示する(民集 30 卷 3 号 249 頁)。</p> <p>⑤ 同判決は、「選挙無効」判決を言渡した場合、同選挙は、「将来に向かって形式的に無効」となる旨判示した(民集 30 卷 3 号 251 頁)、等。</p>	97 98

甲 2	最高裁大法廷昭和 60 年 7 月 17 日判決 (衆) / 民集 39 卷 5 号 1100 頁 / 写し	<p>① 同判決は、「ある選挙区の違憲状態の瑕疵は、全選挙区割り全体の「不可分の一体」の性質から、全体の選挙区割りに及び、全選挙区の選挙全体が、違憲状態の瑕疵を帯びることになる」旨判示する (民集 39 卷 5 号 1122 頁)。</p> <p>② 同判決 (事情判決) において、<u>最高裁長官寺田治郎、最高裁判事木下忠良、同伊藤正己、同矢口洪一の補足意見は、「是正の措置が講ぜられることなく、現行定数配分規定のまま施行された場合における選挙の効力については、……その効力を否定せざるを得ないこともあり得る」と明言している</u> (民集 39 卷 5 号 1124~1126 頁)、等。</p>	95
甲 3	最高裁大法廷平成 23 年 3 月 23 日判決 (衆) / 民集 65 卷 2 号 755 頁 / 写し	<p>① 同判決は、投票価値の較差についての3段階の判断枠組みの①段階の審査 (<u>基準日たる選挙投票日の時点で、客観的に、当該選挙の投票価値の較差 (最大) が、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否かを判断</u>) で「違憲状態」と判断し、②段階の審査で、基準日たる選挙投票日の時点で、合理的期間が未徒過であったと判断した。</p> <p>② 「地域性に係る問題のために、殊更にある地域の選挙人と他の地域の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとは言い難い」旨判示した (民集 65 卷 2 号 779 (115) 頁)、等。</p>	83
甲 4	最高裁平成 25 年 11 月 20 日大法廷判決 (衆) / 民集 67 卷 8 号 1503 頁 / 写し	同判決は、投票価値の較差についての 3 段階の判断枠組みの①段階の審査 (<u>基準日たる選挙投票日の時点で、客観的に、当該選挙の投票価値の較差 (最大) が、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否かを判断</u>) で「違憲状態」と判断し、②段階の審査で、(基準日たる選挙投票日の時点で、合理的期間が未徒過であったと判断した、等。	83
甲 5	最高裁平成 26 年 11 月 26 日大法廷判決 (参) / 民集 68 卷 9 号 1363 頁 / 写し	<p>同判決で、5 名の判事 ((i)櫻井龍子、(ii)金築誠志、(iii)岡部喜代子、(iv)山浦善樹、(v)山崎敏充の 5 判事) は、補足意見として、</p> <p>「しかし、投票価値の不均衡の是正は 議会制民主主義の 根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の 正統性 を支える基本的な条件に関わる 極めて重要な</p>	74 93

		<p>問題で、あって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものである。様々な政治的困難を伴う作業であるとはいえ、国会自身が平成 24 年改正法の上記附則において主権者である国民に対して自らの責務の遂行の方針として宣明したとおり、今後国会において具体的な改正案の集約と収斂に向けた取組が着実に実行され、同附則の前記の定めに従って、平成 24 年大法廷判決及び本判決の趣旨に沿った選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置ができるだけ速やかに実現されることが強く望まれるところである。」(強調 引用者)(民集 68 卷 9 号 1383 頁)</p> <p>と判示した。</p> <p>同判決では、4 判事の反対意見がある(①大橋正春判事〈違憲違法の反対意見〉、②鬼丸かおる判事〈違憲違法の反対意見〉、③木内道祥判事〈違憲違法の反対意見〉、④山本庸幸判事〈違憲無効の反対意見〉)。</p>	
甲 6	最高裁平成 27 年 11 月 25 日大法廷判 (衆) / 民集 69 卷 7 号 2053 頁 / 写し	<p>同判決は、投票価値の較差についての 3 段階の判断枠組みによる ①段階の審査(基準日たる選挙投票日の時点で、客観的に、当該選挙の投票価値の較差(最大)が、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否かを判断)で「違憲状態」と判断し、②段階の審査で、基準日たる選挙投票日の時点で、合理的期間が未徒過であったと判断した、等。</p>	83
甲 7	記事 / 令和 5 (2023) 7.26 付日経新聞電子版 / 日本経済新聞社 / 写し	<p>日本経済新聞社が、総務省が 26 日付で発表した 2023 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳人口に基づき、日本経済新聞社は衆院小選挙区の「1 票の格差」を試算した。格差が 2 倍以上になる小選挙区は 4 つあった。人口が最も少ない鳥取 1 区を 1 とし、ほかの小選挙区の人口が何倍となるか算出した。格差が最も大きかったのは福岡 5 区の 2.054 倍だったと報じた。</p> <p>(https://www.nikkei.com/news/print-article/?R_FLG=0&bf=0&ng=DGKKZO73058640W3A720C2PD0000)</p>	10 11 28 49

甲 8	記事／2024 年 7 月 24 日付電子版 19 時 42 分／NHK／写し	NHK が、同社が総務省発表令和 6 年 1 月 1 日現在の住 民基本台帳をもとにした試算によれば、衆議院小選挙区間 の最大有権者数較差は、 2.08 倍 であったと報じた。 (https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240724/k10014522131000.html)	12 13 28
甲 9	「衆議院小選挙区選 出議員の選挙区の改 定案についての勸 告」／令和 4 (2022) 年 6 月 16 日／衆議院議員選挙 区画定審議会／写し	同勸告の内容。	28
甲 10	公職選挙法 13 条 1 項、別表第一／写し	公職選挙法 13 条別表第一は、「区画審設置法」3 条 1 項違 反の瑕疵を帯びる当該「改定案」と 同文 であること。	29
甲 11	「衆議院小選挙区の 区割りの改定等につ いて」／総務省／写 し	総務省が発表の、令和 4 (2022) 年衆議院小選挙区の区 割りの改定等についての内容。 (https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/shu_kuwari_4.html)	1～3 13
甲 12	「日本の地域別将来 推計人口 (令和 5 (2023) 年推計) - 令和 2 (2020) ~32 (2050) 年」／国立 社会保障・人口問題 研究所／令和 5 年/ 写し	国の機関である国立社会保障・人口問題研究所が、令和 2 (2020) 年以降令和 22 (2040) 年にかけて、 東京を除く、 46 道府県で一貫して人口が減少 するとする推計を公表し たこと。	3 ~10 13
甲 13	NHK 報道「人口減少 の日本 2050 年には どうなる 最新デー タからわかること」 ／2023 年 12 月 22 日 17 時 54 分／写 し	NHK が、5 年ごとに人口の将来推計をまとめている国の 研究所である「国立社会保障・人口問題研究所」が、2020 年の国勢調査の結果をもとに、自治体別の推計を公表し、 少子高齢化が進む中、2050 年には東京を除くすべての道 府県で人口が今より減り、このうち 2 割は 30%以上減る という推計をまとめた、と報道したこと。	3
甲 14	「日本の地域別将来 推計人口 (平成 30 年推計) -平成 27	国の機関である国立社会保障・人口問題研究所が、「平成 27 (2015) 年から平成 32 (2020) 年にかけては 42 都道府 県、平成 32 (2020) 年から平成 37 (2025) 及び平成 37 (2025) から平成 42 (2030) 年にかけては、 東京都及び	10 13

	(2015)～57 (2045)年」47頁 ／国立社会保障・人口問題研究所／平成30年／写し	沖縄県を除く、45道府県で総人口が減少する。 平成42(2030)から平成47(2035)年からは、すべての都道府県で総人口が減少するようになる」との推計を公表したこと。	
甲15	衆議院議員選挙区画 定審議会設置法法律 第三号(平六・二・ 四)／写し	同法の内容。	14 19
甲16	区画審設置法法律第 四十九号(平二八・ 五・二七)／写し	同法の内容。 (https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/19020160527049.htm)	15 20 21 26
甲17	平成28年改正法後 の現在施行の「区画 審設置法」／写し	同法の内容。	18 20
甲18	令和4(2022)年改 正法 公職選挙法の 一部を改正する法律 法律第89号(令 4.11.28)／写し	同法の内容。	26
甲19	総務省ウェブサイト 「第42回衆議院議 員選挙区画定審議 会」の「会議資料」 「住民基本台帳人口 (令和5年1月1日 現在)に基づく試算 結果の概要」／総務 省／写し	同資料は、 令和2年「日本国民の人口」(但し、 <u>令和2年国勢調査</u> の総人口から外国人人口を差引いた人口)において、最大人口小選挙区(福岡2区 547,664人)と最小人口小選挙区(鳥取2区 273,973人)の最大人口較差は、 1.999倍 であり、 令和4年1月 住民基本台帳人口(以下、住基人口ともいう)において、最大人口小選挙区(福岡5区 551,838人)と最小人口小選挙区(鳥取1区 271,371人)の人口較差(最大較差)は、 2.034倍 であり、 <u>令和5年1月住基人口</u> において、最大人口小選挙区(福岡5区 551,258人)と最小人口小選挙区(鳥取1区 268,390人)の最大人口較差は、 2.054倍 であるり((<u>甲19</u> 、 <u>甲7</u>)、と記述する。	26 ～28 45 ～46
甲20	法律案要綱(第188回) ／衆議院ウェブサイト ／写し	法律案要綱の概要の内容。 (https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/you)	29 ～30

		kou/g18805001.htm)	
甲 21	平成 28 年 4 月 26 日 「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 第 8 号」会議録／衆議院ウェブサイト／写し	平成 28 年 4 月 26 日「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 第 8 号」で、元衆議院選挙制度に関する調査会座長 佐々木毅東京大学名誉教授・元東京大学総長は、参考人として、 「次に、四ページの「一票の較差是正」でございます。まず、小選挙区選挙につきましては、「選挙区間の一票の較差を 二倍未満 とする。」ということ 大原則 としてまず掲げ、そして、「小選挙区選挙の定数を、各都道府県に人口に比例して配分する。」ということでございます。」(強調 引用者) と発言した (4/27 頁)。 (https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/007119020160426008.htm)	30
甲 22	日経新聞記事／令和 6 年 10 月 15 日／日本掲載新聞社／写し	同紙が、 「総務省は 15 日、衆院選公示にあわせて 14 日現在の選挙人名簿登録者数(有権者数) を発表した。日本経済新聞社の試算では全国 289 小選挙区の「1 票の格差」は 最大 2.06 倍 だった。」と報じたこと。 (https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA1565T0V11C24A0000000/)	28 32
甲 23	総務省資料／令和 6 年 10 月 27 日 (更新) / 総務省 / 写し	令和 6 (2024) 年 10 月 27 日現在で、衆院選小選挙区間の最大有権者数較差は、北海道 3 区 (461,450 人) と鳥取 1 区 (224,060 人) との間での、 2.06 倍 であること。	28 29 32 33 58 85
甲 24	第 210 回国会閣法第 15 号 附帯決議／衆議院ウェブサイト／写し	公職選挙法の一部を改正する法律 法律第 89 号 (令 4.11.28) の 附帯決議 (第 210 回国会閣法第 15 号) の内容 (https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/rinri568D05FE2AC45D6E492588FB00308276.htm)	49 50
甲 25	衆議院選挙制度協議会が作成した意見書	「現行制度の在り方に係る 論理の整理、今後本格的な議論を深めていく際に必要な視点の提示 などを内容とする 報告書 」の概要。	50

	の概要／令和 5 (2023) .12.18／写 し		
甲 26	議事録／令和 6 (2024)6.21／第 213 回通常国会 衆議院 議院運営委員会／写 し	令和 6 (2024) 6.21、第 213 回通常国会 衆議院議院運営 委員会で、「選挙等改革の推進に関する法律等」が「閉会審 査」とされたこと。	50
甲 27	最高裁大法廷平成 30 年 12 月 19 日判決／ 民集 72 卷 6 号 1263 ～1264, 1269 頁／写 し	同判決が、 「他方、平成 2 8 年改正法は、アダムズ方式による各 都道府県の選挙区数の変更が行われるまでの投票 価値の較差是正のための措置として、附則により、 小選挙区選出議員の定数を 6 削減することを前提 として、区画審において平成 2 7 年に行われた国 勢調査（以下「平成 2 7 年国勢調査」という。）の 結果に基づく選挙区割りの改定案の作成及び勧告 を行うこととした。そして、同改定案の作成に当た っては、各都道府県の選挙区数につき、定数の削減 による影響を受ける都道府県を極力減らすことに よって選挙制度の安定性を確保する観点から、減 少の対象となる都道府県は、アダムズ方式により 得られる選挙区数が改正前の選挙区数より少ない 都道府県のうち、当該都道府県の平成 2 7 年国勢 調査の結果による人口を同方式により得られる選 挙区数で除して得た数が少ない順から 6 都道府県 とし、それ以外の都道府県は改正前の選挙区数を 維持することとした。また、選挙区割りにつき、平 成 2 7 年国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口 の較差が 2 倍未満となるようにし、かつ、次回の国 勢調査が実施される 平成 3 2 年見込人口 に基づく 選挙区間の人口の較差が 2 倍未満 であることを 基 本 とするとともに、各選挙区の平成 2 7 年国勢調 査の結果による人口及び平成 3 2 年見込人口の均 衡を図り、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的 に考慮して合理的に行うこととした。」(強調 引用者)、	35 36 83

		<p>「以上の事情を総合的に考慮すれば、本件区割規定は、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずることを求めた平成23年大法廷判決以降の各大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったものであり、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ、新たな定数配分の方式をどの時点から議員定数の配分に反映させるかという点も含めて、国会において考慮することができる諸要素を踏まえた上で定められたものといえることができ、本件選挙当時においては、新区画審設置法3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたといえることができる。そうすると、平成28年改正法及び平成29年改正法による選挙区割りの改定等は、国会の裁量権の行使として合理性を有するといえるべきであり、平成27年大法廷判決が平成26年選挙当時の選挙区割りについて判示した憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は、平成29年改正法による改正後の平成28年改正法によって解消されたものと評価することができる。」(強調 引用者)</p> <p>と判示したこと。</p>	
甲 28	最高裁大法廷令和 5 年 1 月 25 日判決／民集 77 卷 1 号 20～21 頁／写し	<p>平成 29 年選挙当時の当該選挙区割りについては、令和 5 年大法廷判決 (衆) (甲 28) は、</p> <p>『平成 30 年大法廷判決は、「次回の大規模国勢調査が行われる平成 32 年 (令和 2 年) までの 5 年間を通じて選挙区間の人口の較差が 2 倍未満となるよう本件選挙区割りが定められ」と判示したものである』</p> <p>旨判示したこと。</p>	21 ～25 35 ～37 83 98
甲 29	千葉勝美元最高裁判事／『判例時評 司法部の投げた球の重みー最大判平成 29 年 9 月 27 日のメッセージは?』と題す	<p>同判例時評が、「較差拡大が放置されたまま選挙を迎える事態になった場合には、……最高裁としては、……「違憲」と判断することが可能になったものともいえよう。」(強調引用者) と指摘すること。</p>	46 ～48

	る論文／法律時報 89 卷 13 号 6 頁／写し		
甲 30	君塚正臣 ／「判例評論」判例時報 2296 号 150 頁／写し	同論文が、「以前から言われてきたように、合憲性判断基準としての「二倍」に憲法上の根拠は希薄であろう。選挙権が憲法の基本である民主主義・立憲主義の根拠であるとするれば、その侵害、不平等はおよそ許されず、 本来、一人一票が基本である ⁽¹³⁾ 。これが現在、圧倒的に有力である。司法品基準としても 厳格審査基準 が当然であり、やむにやまれぬ目的と必要最小限度の手段（較差）であることを国側が示すべきである。 ⁽¹³⁾ 安念潤司「いわゆる定数訴訟について（二）」成型法学 25 号 61 頁、88 頁（1987）、阪本昌成『憲法理論Ⅱ』292 頁（成文堂、1993）、長尾一紘『日本国憲法〔第三版〕』170 頁（世界思想社、1997）、渋谷秀樹『憲法〔第二版〕』217 頁（有斐閣、2013）、長谷部恭男『憲法〔第六版〕』176 頁（新世社、2014）、辻村みよ子『選挙権と国民権』113 頁（日本評論社、2015）、松井同右 416 頁など」と記述していること。	66
甲 31	佐藤幸治 京都大学名誉教授／『憲法〔第三版〕』27、479 頁／青林書院、2003 年／写し	同論文が、「ただ、選挙権にかかわるものである以上、 目的ないし手段の相当性 が厳格に問われる必要があり、衆議院の場合については、 一票が等しい価値をもつことから出発 して、その通りにならない場合には、強い具体的な正当化理由が要求されると解される。」（強調 引用者）（同書 479 頁）と記述すること。	66
甲 32	長谷部恭男 東京大学教授（当時）／『憲法第 7 版』／新世社、2018 年／写し	同書は、「学説では、1 対 2 を許容されうる最大較差とする説が有力に唱えられているが（芦部・憲法 139 頁）、その理論的根拠はさほど確かなものではない。むしろ、 1 対 1 を基本原則 とした上で、 <u>どのような理由と必要に基づいてこの原則から乖離したかを、政府の側に立証させる</u> ことで、 <u>その合憲性を審査すべきだと考えられる。</u> 政府が、議院定数の較差を正当化する十分な理	66 102

		<p>由を示すことができない場合には、違憲とすべきであろう。」(強調 引用者) (178 頁)</p> <p>と記述すること。</p>	
甲 33	<p>辻村みよ子／『憲法〔第 5 版〕』330 頁／日本評論社 2016 年／写し</p>	<p>同書が、</p> <p>「 さらに、原則はあくまでも、1 対 1であることから、衆院選の場合と同様、技術的に人口比例原則を徹底しうる場合には、たとえ 1 対 2 以内でも違憲性を認めうるような厳格な基準を設定することに、憲法理論上妥当性があると考えられる(「百選Ⅱ 340 頁〔辻村執筆〕参照)。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること。</p>	66
甲 34	<p>安念潤司／「いわゆる定数訴訟について(二)」と題する論文／成蹊法学 25 号 88 頁(1987 年)／写し</p>	<p>同論文が、</p> <p>「まず、不均衡の許容限度についていえば、判例の一般論に従うにしても、当然ながら、衆議院について最大約三倍の格差を、参議院については五倍以上の格差を合憲とするという結論がただちに導かれるわけではないから、より厳格な基準を提唱することにも相応のいわれがあるが、学説自身、理論上は一対一にありえないはずの基準を、現実的な配慮によるとはいえ、例えば二対一にまで緩和して、判例に対する批判論としての拠って立つ基礎を、自らある程度掘り崩してきたことを忘れてはならない。⁽⁸⁾</p> <p>⁽⁸⁾ すでに多くの指摘があるが、かなり徹底した見解の一例として、辻村みよ子「選挙権」大須賀明ほか編・憲法判例の研究(昭和 57) 178-9 頁を挙げておく。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること。</p>	66
甲 35	<p>阪本昌成／『憲法理論Ⅱ』(成文堂、1993 年) 292 頁／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「(五)衆議院の定数配分は厳格な人口比例が求められる定数配分の客観的数値として、有力な学説は一対二をあげる(芦部信喜『憲法訴訟の現代的展開』325 頁)。最高裁判所は、すでにふりたように、客観的数値をあげないものの、一対二・九二を不平等ではないとしていることからすれば、一対三を限度としているかのように受け取ることも不可能ではない。</p> <p>ところが、一対二や一対三という数値が、合理的基礎をもっているわけではない。たしかに、一人が二票もつ状態は複数投票制または等差投票制を早期させるため、明らかに不平等という感覚を人びとに与えるであろう。しかしながら、もともと形式的平等を徹底してきた選挙権については、選挙区選挙制の技術的要素を考慮に入れるにしても、投票価値を一対一とすることこそ、定数配分の出発点でなければならない。選</p>	66

		<p>挙権の平等について、実質的平等か、それとも、限定的形式的平等か、を問うことなく、一対二であれば不合理ではない、とする議論は、避けるべきである」(強調 引用者)</p> <p>と記述していること。</p>	
甲 36	<p>長尾一紘中央大学教授／『日本国憲法〔第3版〕』(世界思想社1998年)170頁／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「(3) 投票価値の不平等の限界基準については、学説の多くは最大較差1対2を基準とするが、ここでいう1対2の数字には根拠がない。<u>法技術上可能なかぎり1対1に近くなければならない</u>とすべきである。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること。</p>	66
甲 37	<p>渋谷秀樹立教大学教授／『憲法(第2版)』(有斐閣2013年)219頁／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「(ii) 参議院議員の場合 (略)</p> <p>この判決(昭58年最大判 引用者 注)は、「事実上都道府県代表的な意義ないし機能を有する要素を加味したからといって、これによって選出された議員が全国民の代表であるという性格と矛盾抵触することになるものということもできない」とするが、都道府県の代表、すなわち特定地域の代表の機能と全国民の代表、すなわち全体の代表という性格を整合的に説明する論理は存在しない。国会議員が「全国民を代表する」と憲法が定める(43条1項)以上、<u>参議院議員も、可能な限り1対1に近づけるべきである。</u>」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること。</p>	66
甲 38	<p>和田進神戸大学教授／「議員定数配分の不均衡」と題する論文／ジュリスト増刊2008(憲法の争点)(有斐閣)185頁／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「すなわち投票価値の平等とは、選挙権の平等原則たる「1人1票の原則(one man, one vote)」を単に数のレベルの形式的平等性にとどめるのではなく、具体的選挙制度における投票価値の可能性の平等を要求するものである。それは端的には端的には<u>人口比例原則</u>として表明されるのである(厳密には有権者数に比例するものと考えられるべきであるが、この論点は省略する)。したがって、<u>理論的原則的には格差は1対1が要請されることになる。</u>」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること。</p>	66
甲 39	<p>戸松秀典／『平等原則と司法審査』(有斐閣、1990年)325・</p>	<p>同教授が、</p> <p>「しかし、その際、差別の合理性が厳しく問われるという平等原則の要請がそこに強く働くことになる。また、精神的自由以外の基本的人権についても、たとえば、選挙権の平等な補償、とりわけ投票価値の平等を</p>	66

	326 頁／写し	実現するときには、 同じ要請が働くことになる。 」(強調引用者) と記述していること。	
甲 40	橋本基弘 中央大学法学部教授 中央大学副学長／「参議院定数不均衡問題をめぐ る最高裁大法廷令和 2 年 11 月 18 日判決 について - 裁判所 と国会、国民との対 話- (一)、(二)」(法 学新報第 128 卷 3・4 号〈令和 3 年 10 月 15 日〉、同 5・6 号〈令 和 3 年 12 月 10 日〉) (甲 133)／中央大学 ／写し	同教授が、 「私は、 較差が生じていない状態が原則 であって、1:1 か らの離脱を許容するならば、 その根拠を示す義務が立法府 にはあると考えている。 」(強調 引用者) と記述すること。	66 102
甲 41	棟居快行 専修大学専門職大学院法務研究科教授／「「一票の重み」は人権であり、かつ統治でもある」／憲法研究所ウェブサイト／写し	同論文が、 「10 これらの統治の条文においては、国民代表である国会議員は、日本国憲法 43 条 1 項が「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」と述べられていますが、これはもとより人権の条文である日本国憲法 14 条、15 条と、いわば表裏として、一体をなしていると言い得るところであります。 11 いうまでもなく、選挙によって国民代表と見なされることが可能なほどに、衆議院の小選挙区および参議院の選挙区ごとの投票価値が、実質的に平等でなければなりません。 12 この事柄からは、「一票の重み」が、投票価値における平等不平等の判断を、1 対 2 を基準として捉えるよりも、むしろ、 1 人 1 票の実質的实现として、1 対 1 を基準としなければ、「全国民の代表」と言えない ことが、明白な事実となると存じます。 13 憲法原理の根源的論点であるところの国民主権の行使の方法として、代表民主制と直接民主制とがあり、直接民主制を取り込んだ代表民主制として、半代表という言い方もあります。 14 しかしながら、国民主権・国民代表を前提とするかぎり、投票価値の平等は、直接民主制の場合だけの	67

		<p>要請ではなく、代表民主制や半代表制であっても、当然に、1 対 1 の投票価値の平等でなければならないと、思われます。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること。</p>	
<p>甲 42</p>	<p>蟻川恒正 東京大学教授 (当時) 他／ 「[座談会] 憲法 60 年－現状と展望」／ ジュリスト No.1334 (2007.5.1) (有斐閣) ／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「最後に、反対意見です。これは結論から言いますと、国会の正統性 (legitimacy) という視点を導入することによって、1 票の重みの較差はできるだけ 1 対 1 に近づけるのが望ましく、少なくとも 1 対 2 を超えると違憲であるとする命題を定立したものです。従来は、学説においてさえも、1 対 2 とするのはなかなか難しく、まして 1 対 1 に近づけるべきだという議論はあまり通りがよくなかった。しかし、この 2004 年の反対意見を書いた 6 人は、最高裁判事として、そこを一気に、1 対 1 が原則であるべきだということまで持っていった。その突破を可能にしたものは何かと言うと、私は、権利論ではなくて統治機構論だろうと思うのです。つまり、選挙権の平等という視点から、国会の正統性という視点に重点を移行させることによって、それは可能になったのではないかと思われまます。反対意見の 6 人は、ほぼ全員が、国会の正統性ないし正当性という視点を、それぞれの追加反対意見の中に書き込んでいます。例えば、「できるだけ 1 対 1 に近づけるべきである」と述べる梶谷玄裁判官の追加反対意見は、「各国民の 1 票の持つ価値が相違するときには、選出された議員が国民を正当に代表しているとはいえず、その結果構成される議会も国民の代表としての正当性を欠くことになる」と書いています。また、深澤武久裁判官の追加反対意見では、「投票価値の平等は、……国会の正統性の根拠となるものであるから……最大限に尊重されなければならない」とした上で、「人口較差が 1 対 2 を超えるときは憲法の許容する枠を超えて違憲となるものと考え」と書かれています。そして、この枠組みも、やはり枠組み形成的な性格を強く帯びていて、2005 年の在外日本人の選挙権に関する大法廷違憲判決 (最大判平成 17・9・14 民集 59 卷 7 号 2087 頁) に付された福</p>	<p>67</p>

		<p>田博裁判官の補足意見に典型的に現われています。</p> <p><u>この3つの意見、すなわち、補足意見1、補足意見2、反対意見、の3者は、どれも重要です。</u>」(強調 引用者)</p> <p>と発言していること。</p>	
甲 43	<p>高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第5版』(有斐閣、2020年) 324頁/写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「しかし、選挙権は、日本国憲法においては概念上当然に、相互に平等な内容を有するという意味を内包しているのではなかろうか。(略)つまり、選挙権は、その価値が相互に等しいものと最初から想定されており、選挙制度が価値の不平等を生み出せば、その制度は選挙権を制約するものであり、その制約が必要不可欠として正当化されない限り違憲となると考えるべきなのである。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること。</p>	67 68
甲 44	<p>木下智史関西大学教授(当時) / 「参議院定数配分規定の合憲性—最高裁平成18年10月4日大法院判決」ジュリスト No.1332 2007.4.10 7頁/写し</p>	<p>同論文が、</p> <p>「他方、「全国民の代表」の意義には、議員が選出母体による命令的委任の禁上に拘束されないとする禁止的規範意味のみならず、現実の国民の意思ができるだけ議会に反映されなければならないとする積極的規範意味があると説かれることから(樋口陽一・憲法I〔現代法律学全集〕152頁)、参議院議員の一部が都道府県単位を基礎に選出されることも、「国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる」手段として、正当化される余地もあるかもしれない。しかし、国民の政治的意思の多様性は、平等に表明された政治的意思の結果として示されるべきものであって、多様性を作り出すために、投票価値の平等を犠牲にして選挙制度を構築することは本末転倒と言うべきである(むしろ、「全国民の代表」であることから、議員1人当たりの選挙区人口も等しいことが要請されると考える余地もある〔渡辺良二・近代憲法における主権と代表 241頁〕)。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること。</p>	67
甲 45	<p>央戸常寿東大教授 / 「世界の潮 最高裁判決で拓かれた『一票の較差』の新局面」と題する論文 / 世界 2011年6月号(岩波書店) 24頁/写し</p>	<p>同論文が、</p> <p>「最高裁は、衆議院について一人別枠方式を速やかに廃止し、最大較差を一对二未満に抑えるよう求めた。そもそも投票価値の平等からすれば、最大較差を尺度とすることも、それを一对二まで許すことも不十分であり、衆議院に関しては、全選挙区の人口を可能な限り近づけることが求められる(須藤判事の補足意見も参照)。」(強調 引用者)</p> <p>と記述していること。</p>	67

甲 46	<p>齊藤愛 千葉大教授／「平成 28 年参議院議員選挙と投票価値の平等」と題する論文／法学教室 2018/3 号 No.450／50 頁／写し</p>	<p>同論文が、 「選挙権という権利の平等という点に鑑みれば、1 対 1 を基本原則とすべきであろう。」(強調 引用者) (同書 50 頁)と記述すること。</p>	67
甲 47	<p>川岸令和執筆、長谷部恭男編／『注釈日本国憲法(2)』(有斐閣、2017 年) 204 頁／写し</p>	<p>同教授が、 「なお、較差の許容範囲については 2 倍未満とする立場が一般的であったが(芦部・憲法〔6 版〕141 頁)、上述のように最高裁も 2 倍未満を要求するようになっており(戸松・憲法 163 頁)、また法律もそう改正されていることから、1 人 1 票の原則に忠実に 1 対 1 を基本にそこからの乖離の厳格な正当化を政府に求めることが妥当であろう(辻村・憲法〔5 版〕326 頁、長谷部・憲法〔6 版〕176 頁、渋谷・憲法〔2 版〕217 頁)」(強調引用者)と記述すること。</p>	67
甲 48	<p>齋藤一久名古屋大学准教授／「2019(令和元)年参議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室 2021/5 号 No.488 57 頁／写し</p>	<p>同論文が、 「しかし、元東京大学の行政法の教授であった宇賀克也裁判官の反対意見は、憲法学説が従来から主張している内容をベースに論じられ、すっきりとした論理で構成されている。すなわち選挙権の平等は国民主権、民主主義の根幹をなすものであり、それゆえ投票価値の平等の問題は厳格な司法審査に服さなければならない。たとえ立法裁量があるとしても、最優先の考慮事項として立法裁量を制約する。国会は一票の価値の較差がない状態をデフォルトとして制度設計しなければならない、合理的な説明がなされない場合には、違憲状態である。結論として、本件は違憲である(今回は無効としないが国会の対応次第で今後は無効判決もあり得る)とする 18)。当該反対意見と比較すると、やはり最高裁の論理は、先例との整合性の上で、合憲に持ち込むために、かなり無理をしている感があるのではないだろうか。それはもはや「対話」や「キャッチボール」ではない。本判決は、国会への「付度」であると位置づけざるを得ないであろう。」(強調 引用者)と記述すること。</p>	67

甲 49	<p>南野森九州大学教授 ／「1票の格差—— 司法と政治の索敵」 と題する論文／法学 教室 No.427 Apri. 2016 (有斐閣) 12～ 13頁／写し</p>	<p>同論文が、 「しかし、「ひとりひとりの国民を『<u>完全に同等視</u>』して平等な存在として扱うべきだという、理念的な意味があるので、その観点からして<u>一人一票の原則が重要で基本的な憲法原則であることは譲れない</u>」³⁰⁾ことを忘れてはならないだろう。」(強調 引用者) と記述すること。</p>	67
甲 50	<p>尾形健同志社大学教 授／「衆議院小選挙 区選出議員の選挙区 割りを定める公職選 挙法 13 条 1 項、別表 第 1 の合憲性」と題 する論文／判例時報 2433 号〈判例評論 734 号〉167 頁／写し</p>	<p>同論文が、 「そして、本判決（平成 30 年大法廷判決（衆） 引用者注）についていえば、宮崎裁判官の意見が注目される。同裁判官は、従来の判例が、「憲法の要求する投票価値の平等は、人口比例を最も重要かつ基本的な基準とし、人口比例以外の要素は合理性がある限り考慮することを許容するもの」であったとして、定数配分や選挙区割り等も「合理性のある基準又は考慮要素に基づいて行うことを要請している」と解すべきであるという。その上で、「合理性のない要素を考慮してされた定数配分が実質的にみて是正されたとは評価できないと判断される場合」には、最大格差が 2 倍未満であっても違憲状態にあると判断すべきことを示し、本件区割規定につき、平成 23 年・同 27 年各判決で違憲とされた「合理性のない要素」を考慮した部分が是正されているかを検討する（1275～1276 頁）。憲法的要請を明確に位置付け、しかし較差の限界値に拘泥することなく、立法裁量権行使に際し考慮しうる事項と考慮し得ない事項を吟味する姿勢は、今後追究に値するように思われる。 （4）本判決は、前記(1)の判断枠組み①のレベルで違憲状態にないとされたため、それ以降の段階について判断をしていないが、山本庸幸裁判官の反対意見は、1票の価値について原則は 1.0 であるが例外的に 2 割程度の較差はやむを得ず、これを越えた場合に当該選挙は無効となるとし、事情判決の法理の適用を否定し選挙無効とすべきことをいう（1296～1301 頁。なお参議院議員選挙に関する最大判平 29・9・27 の同裁判官反対意見〔「4」の箇所〕参照）。近時の学説では、事情判決法理の適用および選挙無効のあり方、公選法無効あるいは事前の救済を求める訴えの可能性など、救済のあり方について研究が蓄積されつつある。有意味な司法的統制を行う観点からも、この点での検討が引き続き求められるように思われる。」(強調 引用者)</p>	67

		と記述すること。	
甲 51	上田健介 近畿大学教授／「経済教室」日本経済新聞 2017.6.5 東京版 14 頁／写し	同論文が 「すべての有権者が平等であるべきならば、単に 1 人が 1 票を持つだけでは足りず、その 1 票が選挙の結果に及ぼす影響力も平等でなければならない 。それゆえ 選挙区間で、選出議員 1 人あたりの有権者数（あるいは人口）が等しくなければならない 。」 (強調 引用者)	67
甲 52	牧野力也 筑波大学人文社会科学研究所博士課程／「一票の較差の違憲審査基準に関する考察」と題する論文／筑波法政第 54 号 (2013) 70 頁／写し	同論文が、 「すなわち、 投票価値が原則として i 対 i であることを前提に、立法裁量の余地を厳しく統制していくために、平均的な投票価値からの偏差によって投票価値を判断する方法は、全体的な投票価値の不均衡の状態を審査するのに適した基準であり、 将来的に投票価値の較差を i 対 i に近づける努力が求められる今日 では、投票価値の不平等を判断する司法審査基準として検討に値する基準であると考える。」(強調 引用者) (71 頁)	67
甲 53	中村良隆 名古屋大学日本法教育センター特任講師／「書評 升永英俊『統治論に基づく人口比例選挙訴訟』」／日本評論社、2020 年」Web 日本評論 https://www.web-nippyo.jp/18405/ ／写し	同論文が、 「選挙権は、単なる人権でなく、「国民としての仕事」、公務としての性質があることについては、学会の多数が賛同している(二元説) ⁵ 。 <u>このように、選挙にはそもそも、人権としての側面と、立法部を構成するための手続(統治機構)としての側面がある。「投票価値の平等(一票の格差)」と「議員定数不均衡問題」、「一人一票原則」と「人口比例選挙」という異なる言い方も人権と統治の 2 つの視点を示しているように思われる。</u> <u>したがって、14 条 1 項がなくとも、56 条 2 項+1 条+前文 1 項から一人一票原則が導けるということを示したのは、様々な条文が連なって立憲主義と民主主義を支えている「憲法の重層的構造」を例証したものといえる。」</u> (強調 引用者)	67
甲 54	上脇博之 神戸学院大学教授／「参議院選挙区選挙の最大較差 5.13 倍を違憲とはしなかった 2006 年最	同論文が、 「議員定数不均衡問題においては、衆院の場合に限らず参院の場合でも「投票価値の平等」は憲法上の絶対的要請であり、それ以外の要因(例えば都道府県を単位とする地域代表)は憲法上の要請とはいえない ²²⁾ から、 1 対 1 に限なく近いこと (較差 2 倍以上は文面上違憲で、2 倍以内でもやむを得ない理由がない限り違	67

	高裁大法廷判決」と題する論文／法セ増刊 速報判例解説 Vol.19 (日本評論社 2007年)12頁／写し	憲)が要請される。」(強調 引用者)と記述すること。	
甲 55	田中祥貴 桃山学院大学教授「令和 4 年参議院議員選挙と「一票の格差」ジュリスト No.1597 (2024 年 5 月 20 日) / 写し	同論文が、 「その一方で、最高裁はいつまでも「抜本的な見直し」が実現されない状況に焦燥感を募らせている。例えば、本判決はさらなる較差是正を図る文脈で、「都道府県より広域の選挙区を「設けるなどの方策」の可能性に初めて一步踏み込んだ見解を示し、現行選挙制度の「抜本的な見直し」を要請している。その意味するものは不明だが、今後も選挙区選挙を残すとすれば、合区の維持拡大路線には、本判決が指摘する現実的弊害に加えて、理論的な限界も看取され(松本カス彦・法教 448 号 123 頁)、将来的には、 ブロック制以外に選択肢はないであろう (升永英俊『統治論に基づく人口比例選挙訴訟Ⅳ』参照)。」(強調 引用者)と記述すること。	67
甲 56	中川淳司 元東京大学教授『諸外国における選挙区割りの見直し』の「Ⅲ 考案」/ 有斐閣 Online (2024 年 2 月 13 日) / 写し	同論文が、 「しかし、本件選挙の 2.079 倍という格差は容認しがたい。憲法の保障する選挙権は主権者である国民が政治に参加する上での最も基本的な権利である。 投票価値の平等は可能な限り 1 対 1 でなければならず 、それに沿って選挙区割りが設定されるべきである。本判決は、1.979 倍であった 2017 年の衆議院選挙から格差がさらに拡大していることについて、「自然的な人口以外の要因によって拡大したものというべき事情はうかがわれない」とするが、そもそも当初から可能な限り 1 対 1 に近づけるよう選挙区割りを設定していれば、このような格差は生じ得なかった。」(強調 引用者)と記述すること。	67
甲 57	川人貞史 衆議院議員 区画定審議会会長	① 同教授が、 「はしがき なぜ日本の区割り基準は人口較差最大 2 倍	30 ~32

	<p>(当時) 東京大学名誉教授著『日本の選挙制度と1票の較差』(東京大学出版会2024) / 写し</p>	<p>なのか? (略)</p> <p>改定案を期限内にまとめ、会長として責任を果たしたものの、研究者としてはモヤモヤが残った。というのは、審議会としては最善の改定案をとりまとめることができたが、研究者の立場からするとそうとは言い切れないからである。その一例は、区割り改定案における選挙区人口の最大較差が1.999倍だったことである。これは2020年の国勢調査人口であるから、2年近く経過した勧告当時にはすでに2倍を超えていると推測されるが、メディアも含めてその問題点を指摘する声はほとんどなかった。選挙区人口の較差が大きければ、1人の議員を選出する投票の価値が大きく異なるため、1票の較差、投票価値の不平等が存在することを意味する。」(強調 引用者)</p> <p>同書215頁は、結論として、</p> <p>「したがって、現在の定数配分と選挙区割りの方法も、日本の明治期以来の方法とほとんど同じということである。そして、区割りの結果も、選挙区人口は最大較差2倍程度までの範囲で広く分布することになった。こうしたあり方は第2章で見たアメリカ、イギリス、カナダなどと比較すると、きわめて異質であり、世界標準の方法から逸脱しているといわざるを得ない。そろそろ、日本の選挙区割りの方法も世界標準へ変える必要があり、その時期に来ているのではないだろうか。」(強調 引用者)</p> <p>と述べていること。</p> <p>② 同教授は、</p> <p>「区割り審は、2022年2月21日に「区割り改定案の作成方針」をとりまとめたが、その内容は、過去2回のものとはいくつかの点で異なっている。(略) その内</p>	<p>39 ~40 68</p>
--	--	---	--------------------------

		<p>容は、1. 区割り基準として、(1)選挙区人口の最大較差を2倍未満とし、(2)人口最少の鳥取の2選挙区の人口を均等化し、(略)としている。これらの基準のうち、(1)、(2)は2020年国勢調査の日本国民の人口についてのみ適用する基準であり、2015年国勢調査の日本国民人口と2020年見込人口の双方について適用した2017年より緩くなっている。」(強調 引用者)と述べ、</p> <p>「各選挙区間の最大人口較差を2倍未満」との基準が、 「2020年国勢調査の日本国民の人口についてのみ適用する基準であり、2015年国勢調査の日本国民人口と2020年見込人口の双方について適用した2017年より緩くなっている。」(強調 引用者)と自認していること。</p>	
甲 58	<p>芦部信喜 (著者)・高橋和之 (補訂者) 『憲法第八版』(岩波書店、2023年) 150頁/写し</p>	<p>同書145頁が、「この二対一の基準は、学説では広く支持されている」と記述していること。</p>	68
甲 59	<p>安西文雄執筆「第二章 投票価値の平等について」/高橋和之 長谷部恭男編 『芦部憲法学 軌跡と今日的課題』(岩波書店2024年)の 196頁/写し</p>	<p>同書が、注「(17)」として、「これに対し、1対2に至ってはならないとするのが通説(主要な論者は芦部)である。」(強調引用者)と記述していること。</p>	68 69
甲 60	<p>東京高判令和4年10月18日/写し</p>	<p>令和4年10月18日東京高判(参)(違憲状態判決)(8民)(渡辺勇次、小口和宏、澤田文久)(甲60)も、 「しかしながら、参議院は、憲法上、衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を反映する責務を負うものであるところ、投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正当性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であって、国の内外で解決困難な課題</p>	93 94

		<p>が増大し、参議院の役割がこれまでも増して大きくなっている中、民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき課題であるといえる。」(強調 引用者)</p> <p>と判示したこと。</p>	
甲 61	<p>芦部信喜・京極純一 東大教授間の「対談」 ／の法律時報 52 巻 6 号 (1980.6.1) 12～14 頁／写し</p>	<p>(1) 芦部教授の 1 対 2 説は、当時の一票の較差・1 対 4 ～ 5 を前提とするものである。(2) 芦部教授は、1980 年に京極東京大学教授との対談の中で、『当該前提でない場合は、1 対 1 である』旨発言したこと。</p> <p>(2) 芦部教授が「第三に、人口比例の原則から離れることを正当化する理由の挙証責任は公権力の側にあるということ。」(強調 引用者) と発言したこと。</p>	64 ～65 68 101
甲 62	<p>橋本基弘中央大学教授 中央大学副学長 書評・升永英俊著 『統治論に基づく人口比例選挙訴訟IV』 ／日本評論社ウェブサイト／2020 年／ (https://www.web-nippon.jp/34076/) ／写し</p>	<p>同書評は、下記のとおり記述する。</p> <p>「議員定数不均衡訴訟において、升永弁護士は、裁判の実務と憲法の学説の間を橋渡しする役割を担ってきた。<u>その貢献は、平等選挙実現にとどまらない。民主主義とは何か、国家の正当性とは何かを考</u> <u>える上で、欠かすことのできない重要性を伴っている。</u>むしろ、升永弁護士が、歴史を作ってきたというべきか。 (略)</p> <p>その過程で、升永説は、人口比例選挙を、選挙権論の域から統治機構の問題へと移行させた。ここに升永説の特徴を見いだすことができる。これは、「較差がどこまで開くと平等選挙の原則に違反するか」という、ある種不毛な議論から、「国民の過半数が国会の過半数を選ぶのが民主主義の原則だ」との議論へと発想を転換するものであった。</p> <p>この発想は、憲法学者には、思いもつかなかつた。憲法学者は、選挙権論として、投票価値の平等とはどういうものなのかを考え続けてきた。その結果、最高裁が示す、さして理由のない、1 対 2 とか、1 対 3 のような較差の適否をあれこれ議論してきたにとどまっていたのである。これは、ある意味</p>	70

		<p>で、ゴールのないマラソンを走っているような議論であった。</p> <p>升永説は、定数不均衡訴訟における理論的な隘路から抜け出るため、民主国家における選挙の意味、民主的正当性とは何かに関する議論から検討を開始する。マラソンのゴールを明確に定めるのである。選挙のたびに提起される議員定数不均衡訴訟とそのたびに出される最高裁大法廷判決に振り回されるのではなく、より大きな枠組みから、民主国家における選挙は人口比例選挙でなければならない、というゴールラインを引いた。これは慧眼である」(強調引用者)</p>	
甲 63	<p>米国連邦最高裁判決 1964年6月15日 (Reynolds v. Sims) / 米国最高裁判例集 377 U.S.533 (1964) / 写し</p>	<p>米国連邦最高裁は、1対16の1票の価値の較差に差を設けていたアラバマ州の選挙法を違憲とした。</p> <p>この1964年の米国連邦最高裁判決により、米国人は、住所によって差別されることなく、人口比例選挙の選挙権を得た。</p>	73
甲 64	<p>山本真敬新潟大学准教授「連邦議会を「小さくする」ための選挙制度の大改正」/ジュリスト July 2023 59頁/写し</p>	<p>ドイツ連邦議員選挙は、各選挙人が政党を示して投票した第2票を、全連邦で集計し、各政党の得票数とし、第2票の各政党の全連邦集計の得票数に比例して、定数(630)(但し、2023年改正により)が各政党に配分される。</p> <p>即ち、第2票の選挙は、全連邦集計の1人1票等価値・選挙(=完全人口比例・選挙)であること。</p>	55 86 89 91
甲 65	<p>「短信【ドイツ】改正連邦選挙法に対する一部違憲判決」/外国の立法 No.301-1 (2024.10) / 国立国会図書館 調査及び立法考査局/写し</p>	<p>ドイツ連邦憲法裁判所は、2024年7月30日、改正法の一部を違憲とする判決を下した。</p> <p>訴訟の主要争点は、①小選挙区での当選者に議席が配分されない可能性のある制度は合憲か、②5%の阻止条項は合憲かの2点であった。連邦憲法裁判所は、①に対し、比例代表と小選挙区の議席配分の仕組みの変更は議会の裁量権の範囲を超えていないとし、合憲の判断を下した。</p> <p>②については、阻止条項には小党分立を避けるという正当化理由があるとはいえ、現状のCDUとCSUの関係に</p>	55 92

		見られるように、議会で共同会派を形成することによって小党分立を回避することも可能であるため、現状の阻止条項に憲法上の正当性はないと判断したこと。	
甲 66 の 1	米国ペンシルベニア州中部地区連邦地裁 2002年2月22日判決 (Vieth 外 1 名対ペンシルベニア州) / 米国連邦地方裁判所 (ペンシルベニア州中部地区) / 2002年2月22日 / 写し	<p>本件は、2002年1月7日付シュワイカー知事が署名した (ペンシルベニア州選挙区割りに関するペンシルベニア州上院 1200 (Act 1/ 法律 1 号) の立法に関するものである。</p> <p>2000年国税調査の結果によれば、ペンシルベニア州の人口は 12,281,054 人であった。この人口を 19 の連邦下院議員選挙区で等分すると、選挙区当り 646,371 人又は 646,372 人となる。</p> <p>しかしながら、Act 1 (法律 1 号) によれば、第 7 選挙区の人口は、646,380 人であり、第 1、第 2 又は第 7 選挙区の人口は、それぞれ 646,361 人となる。</p> <p>同判決は、原告の法律 1 号に基づく選挙区割りは、連邦憲法 1 条の 1 人 1 票の原則違反であるとの請求を容認した、等。</p>	84
甲 66 の 2	米国ペンシルベニア州中部地区連邦地裁 2003年判決 (Vieth 外 2 名対ペンシルベニア州) / 米国連邦地方裁判所 (ペンシルベニア州中部地区) / 2003年 / 写し	<p>米国ペンシルベニア州中部地区連邦地裁は、2002年4月8日、多数意見で、「Act 1 (法律 1 号) は一人一票の法理を侵害し、一人一票の実現を妨げた」と述べ (Vieth v. ペンシルベニア州 195 F. Supp. 2d 672 (M.D. Pa. 2002)米国連邦地裁判例集参照)、更に、ペンシルベニア州議会に対し、以内に Act 1 (法律 1 号) の憲法違反を解消するための改正法案 (a plan) を提出するために、3 週間を付与した。</p> <p>Act 34 (法律 34 号) は、一人一票原則からの乖離・零の米国連邦下院議員選挙区割りプランである。即ち、選挙区間の人口較差は、1 人である。</p> <p>「ペンシルベニア州の人口は 19 の選挙区に等しく分割し得ない」との現実を所与とすると、当該「人口較差・1 人」は、「最小の差異」である。</p>	84
甲 67 の 1	Egolf v. Duran, No. D-101-cv-201102942 事実認定及び法の適用・確定 (Findings of Fact And Conclusions of	<p>① 憲法 47 条の「選挙に関する事項」に関する二分論が、米国の裁判所において実際に行われている一例。</p> <p>② ニューメキシコ State (正しい和訳は、国。) の連邦下院議員の再選挙区割りの設定に関する本事案において、ニューメキシコ State 地方裁判所は、概要、下記(1)の事</p>	85

	<p>Law) / 米国ニューメキシコ State 地方裁判所 / 2011 年 12 月 29 日 / 写し</p>	<p>実認定及び下記(2)の法の適用をした。</p> <p>(1) 【裁判所が認定した事実 (概要)】</p> <p>ア 2010 年の国勢調査 (事実認定 1) の結果、連邦下院議員の定数 3 を有するニューメキシコ State (州 / 国。) (総人口 : 2,059,179 人) の 3 つの選挙区において、理想的人口 (686,393 人) から -3.27% ~ +2.26% の人口偏差が生じたことが明らかとなった (事実認定 3~5)。</p> <p>イ 本裁判において、下記①~③の 3 つの再区割り案が提出された。各区割り案における選挙区間の人口差は以下のとおりであった (事実認定 11~14)。</p> <p>① 合同案 (第 1 案) の人口差 : 54 人 ② LULAC 案 (第 1 案) の人口差 : 112 人 ③ Maestas 案の人口差 : ゼロ</p> <p>ウ 裁判所は、①案及び②案を提出した原告らに対し、再度、10 日間で (事実認定 42)、「人口偏差ゼロを達成するために、投票区を分割する」選挙区割り案を提出する機会を与え (事実認定 41)、最終的に裁判所に提出された修正①案、修正②案、③案は、「3選挙区全てで人口差ゼロ」の区割り案となった (法の適用・確定 9)。</p> <p>(2) 【裁判所が適用した法 (概要)】</p> <p>裁判所は、連邦最高裁判例が示す「1 人 1 票」の要請を一次的な基準とし (法の適用・確定 3~6)、2 原告に人口偏差ゼロとなる区割り案を再提出させ (事実認定 41)、人口比例以外の二次的な基準として、利益共同体、民族性、地理等の要素についても考慮した上で (法の適用・確定 28)、修正①案 (人口差ゼロ) を採択した (法の適用・確定 28)。</p> <p>③ 米国では、裁判所が、選挙区割修正案の再提出期限を 30 日以内等とし、それが議会によって遵守されている (①本事案では 10 日以内。また、②ペンシルバニア州裁判所は、2002 年の事案において、選挙区割り修正案の再提出</p>	
--	---	---	--

		期限を命令から 3 週間以内と定めた。	
甲 67 の 2	Egolf v. Duran, No. D-101-cv-201102942 判決及び最終命令 (Judgment And Final Order) / 米国ニューメキシコ State 地方裁判所 / 2012 年 1 月 9 日 / 写し	2010 年国勢調査に基づく連邦下院議員選挙区の再区割りにつき、ニューメキシコ State (正しい和訳は、国。) 地方裁判所は、定数 3 の 3 選挙区の実地選挙区割りにおいて、選挙区間の人口差がゼロである修正①案を採択した。	85
甲 68	(フロリダ州連邦下院議員) 選挙区要約統計 / (出典) フロリダ州公式ウェブサイト URL : https://www.flsenate.gov/PublishedContent/Session/Redistricting/Plans/h000c9057/h000c9057_pop_sum.pdf / 2014 年 8 月 7 日 / 写し	① 2010 年の国勢調査に基づくフロリダ州連邦下院議員選挙再区画 (定数 27) においては、22 の選挙区の人口が 696,345 人、5 選挙区の人口が 696,344 人であり、選挙区間の人口較差は 1 人である。	84
甲 69	Wikipedia 「2021 年ドイツ連邦議会選挙」 (1/9 頁) / Wikipedia / 2024 年 11 月 11 日 / 写し	2021 年ドイツ連邦議会議員選挙 (但し、2023 年改正により、 完全人口比例選挙) の投票率が 76.35% であったこと。	59
甲 70	Wikipedia 「2022 年フランス大統領選挙」 (1/5 頁) / Wikipedia / 2024 年 11 月 11 日 / 写し	2022 年仏国大統領選挙 (完全人口比例選挙) (但し、2023 年改正により、 完全人口比例選挙) の投票率が 73.69% であったこと。	59
甲 71 の 1	Wikipedia 「2019 年イギリス総選挙」 (1/19 頁) / Wikipedia / 2024 年 11 月 11 日 / 写し	2019 年英国議会議員選挙 (概ね人口比例選挙) の投票率が 67.52% であったこと。	59
甲 71 の 2	Wikipedia 「2024 年イギリス総選挙」 (1/21 頁) /	2024 年英国議会議員選挙 (概ね人口比例選挙) の投票率が 59.9% であったこと。	59

	Wikipedia／2024年11月11日／写し		
甲 72 の 1	Wikipedia 「2020年アメリカ合衆国大統領選挙」(1/37頁)／Wikipedia／2024年11月11日／写し	2020年米連邦大統領選挙(概ね人口比例選挙)投票率が66.6%であったこと。	59
甲 72 の 2	日本経済新聞(電子版)記事「米大統領選、投票率65%で戦後2位の高さ」／2024年11月8日／日本経済新聞社／写し	2024年米連邦大統領選挙(概ね人口比例選挙)投票率が64.52%であったこと。	59
甲 73	Wikipedia 「2022年大韓民国大統領選挙」(1/11頁)／Wikipedia／2024年11月11日／写し	2022年韓国大統領選挙(完全人口比例選挙)の投票率が77.1%であったこと。	59
甲 74	Wikipedia 「第49回衆議院議員総選挙」(1/40頁)／2024年11月11日／Wikipedia／写し	2021年日本・衆院選(較差2.08倍の非人口比例選挙)の投票率が55.93%であったこと。	60 87
甲 75	Wikipedia 「第50回衆議院議員総選挙」(1/46頁)／2024年11月11日／Wikipedia／写し	2024年日本・衆院選(較差2.06倍の非人口比例選挙)の投票率が53.85%であったこと。	60 87
甲 76	米国連邦最高裁判決1983年6月22日(Karcher v. Daggett)／米国最高裁判例集462 U.S.725(1983)／写し	米国連邦最高裁は、1983年、米国下院議員選挙に関し、1票対0.9930票の選挙権価値の不平等(ニュージャージー州の第4区の人口:527,472人(最大);同州の第6区の人口:523,798人(最小)。両選挙区の人口差:3,674人(=527,472-523,798)。同第4区の選挙権の価値を1票とすると、同第6区の選挙権の価値は、0.9930票(=523,793÷527,472))を定めるニュージャージー州選挙法を違憲・無効とした。 米国連邦最高裁は、区割り法を争う選挙人は、まず最初に、該当の選挙区間の人口較差が、均一な人口の選挙区にしようとする誠実な努力によって、減少若しくは排除可能	100

		であったことの立証責任を負い、「選挙人」がこの立証責任を果たせば、次に、 州が 、選挙区間の有意の人口較差は、 適法な目標を達成するために必要であったことの立証責任を負う 旨判示した、等。	
甲 77	福岡高裁平成 25 年 3 月 18 日判決／西謙二裁判長、足立正佳裁判官、島田正人裁判官 / D1-Law #28220627 / 写し	① 同高裁は、平成 24 年 12 月 16 日の衆議院（小選挙区選出）議員選挙を、 違憲状態 と判決した。 ② 同高裁が、憲法の「人口比例選挙」の要求を判示した。 ③ 同高裁は、『人口比例選挙からの乖離を生ぜしめた、立法裁量権の行使に合理性があることの『立証責任』は、 国にある 』旨明言した、等。	101
甲 78	東京高裁平成 25 年 3 月 6 日判決／難波孝一裁判長、中山顕裕裁判官、野口忠彦裁判官 / 判例時報 2184 号 10 頁 / 写し	① 同高裁は、平成 24 年 12 月 16 日の衆議院（小選挙区選出）議員選挙を、 違憲・違法 と判決した。 ② 同高裁が、憲法の「人口比例選挙」の要求を判示した。 ③ 同高裁は、『 現実 に投票価値の不平等の結果が生じる場合には、国会が正当に考慮することのできる重要な政策的目的ないしは理由に基づく結果として合理的に是認することができるものでなければならず、かかる合理性を基礎付ける事実は、 被告において立証しなければならない 』（強調 引用者）と判示した（判時 2184 号 10 頁）。 なお、同判示は、判例時報 2184 号 5 頁において、『 本判決の特徴は、・・・立証責任の所在について言及した点・・・ などであろう』（強調 引用者）と解説されている、等。	101
甲 79	大阪高裁平成 25 年 3 月 26 日判決／小松一雄裁判長、遠藤曜子裁判官、平井健一郎裁判官 / D1-Law#28262505 9/11 頁 / 写し	① 同高裁は、平成 24 年 12 月 16 日の衆議院（小選挙区選出）議員選挙を、 違憲・違法 と判決した。 ② 同高裁は、『 そこで 、本件選挙時における本件区割規定の合憲性について検討するに、被告らは、この点に関し何らの 主張立証をしない。 』（強調 引用者）と判示した、等。	101
甲 80	和田淳一郎 横浜市立大学教授「一票の平等はどこまでもとめられなくては行かないか」 https://note.com/juniwada/n/naa6c7a701	11 ブロック制参院選は、全人口の 49.85% が全改選参院議員の過半数（50.81% ÷ 63 人 ÷ 124 人）を選出するので、実質的にみて、人口比例選挙と解される。	52 55 61

	5b5／2020年12月7日／同教授ウェブnote掲載／写し		
甲 81 の 1	平成 29 年 4 月 19 日 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案・改定案の勧告 参考資料 資料 1 2 頁／総務省ウェブサイト／写し	平成 29 (2017) 年 4 月 19 日「改定案」の「 勧告 」では、平成 27 年 (2015) 簡易国勢調査の日本国民の人口においての各選挙区間の最大人口較差は、(平成 32 年 (2020) 年「 見込人口 」を考慮した上での) 1.956 倍 であって (甲 81 の 1)、 (令和 7 (2025) 年「見込人口」を考慮しない) <u>令和 4 (2022) 年 6 月 16 日「改定案」の「勧告」</u> の、令和 2 (2020) 年国勢調査の日本国民の人口においての各選挙区間の最大人口較差・ 1.999 倍 (甲 81 の 2) とは 截然と区別される 。	25 39
甲 81 の 2	令和 4 年 6 月 16 日 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案・改定案の勧告 参考資料 資料 1 2 頁／総務省ウェブサイト／写し		

以上